

就労に向けてがんばるひとり親家庭の皆さんを応援します！！

ひとり親家庭住宅支援資金貸付のご案内

高知県では、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方々に対し、住居の借り上げに必要な資金について、償還免除付の無利子貸付を実施します。



○**貸付額** 入居している住宅の家賃実費（月額上限**4**万円）

※家賃額には、敷金、駐車場代は含みません。

○**貸付期間** **12**か月まで

○**利子** 無利子

就労に向けて意欲的に取り組み、1年以内に安定的な就労につながった場合は、1年間の就労継続後に、償還を一括して**免除**

貸付対象者

次のいずれにも該当するひとり親の方

- ①原則、高知県在住の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方

※ 母子・父子自立支援プログラムとは

原則として、高知県在住の児童扶養手当受給者（DV被害者で児童扶養手当を受給する予定の方を含む）に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定するプログラムです。

策定後は、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行います。

申請について

貸付けを希望される方は、プログラム策定から原則3か月以内に、必要書類を高知県社会福祉協議会に郵送か窓口へご持参ください。

面談

「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」で面談を受けてください。

プログラム策定

策定員にプログラムの策定をお申込みください。

貸付申請

「高知県社会福祉協議会」へ貸付申請書類をご提出ください。

貸付決定

審査のうえ、貸付けの可否を決定し、通知します。

貸付金の交付

貸付決定者には、毎月5日（初回除く）に口座振込にて貸付金を交付します。

申請書類

貸付申請時

- 貸付申請書（第1－2号様式）
- 身上調書（第2号様式）
- 住民票（世帯全員）
- 連帯保証人の収入又は所得若しくは資産を証明する書類
*源泉徴収票、公的年金受給通知等
- 個人情報の取り扱いについて（同意書）
- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていることがわかる書類の写し
*問い合わせ先：ひとり親家庭等就業・自立支援センター
- 1ヶ月の家賃額が確認できる書類（賃貸契約書（写）等）
- その他必要な書類
*住居確保給付金の支給を受けている方は、受給額を確認できるもの（住居確保給付金支給決定通知書の写し）等

貸付決定から免除まで

貸付決定

・貸付決定通知とその後の必要書類となる借用証書、振込先口座の届出書を送付

貸付金 交付

・借用証書、振込先口座の届出書、印鑑登録証明書を提出
・2週間程度で届出された口座に貸付金を交付。翌月以降は毎月5日に交付。

就 労

・1年以内に、安定的な就労又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職。
・返還猶予に関する書類を提出し、返還免除要件を満たすまで返還を猶予。

返還免除

・1年間の就労継続
・返還免除申請書、業務従事期間証明書を提出。返還免除が決定後、借用証書を返還。

問い合わせ先

母子・父子自立支援プログラム策定について

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

TEL 088-875-2500・2503

高知市旭町3丁目115

こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階

開所時間

月曜日 8:30-17:00

火曜日・木曜日 8:30-19:30

水曜日・金曜日 8:30-17:15

土曜日 9:00-12:00、13:00-17:00

※日曜日、祝日、年末年始は閉所

貸付けに関すること

社会福祉法人高知県社会福祉協議会
福祉資金課

TEL 088-844-4600

〒780-8567

高知市朝倉戊375-1

高知県ふくし交流プラザ内

開所時間 8:30-17:15

※土日、祝日、年末年始は閉所